

庄内沿岸への漂流・漂着船等に関する
対応マニュアル（第1版）



平成29年12月28日

山形県

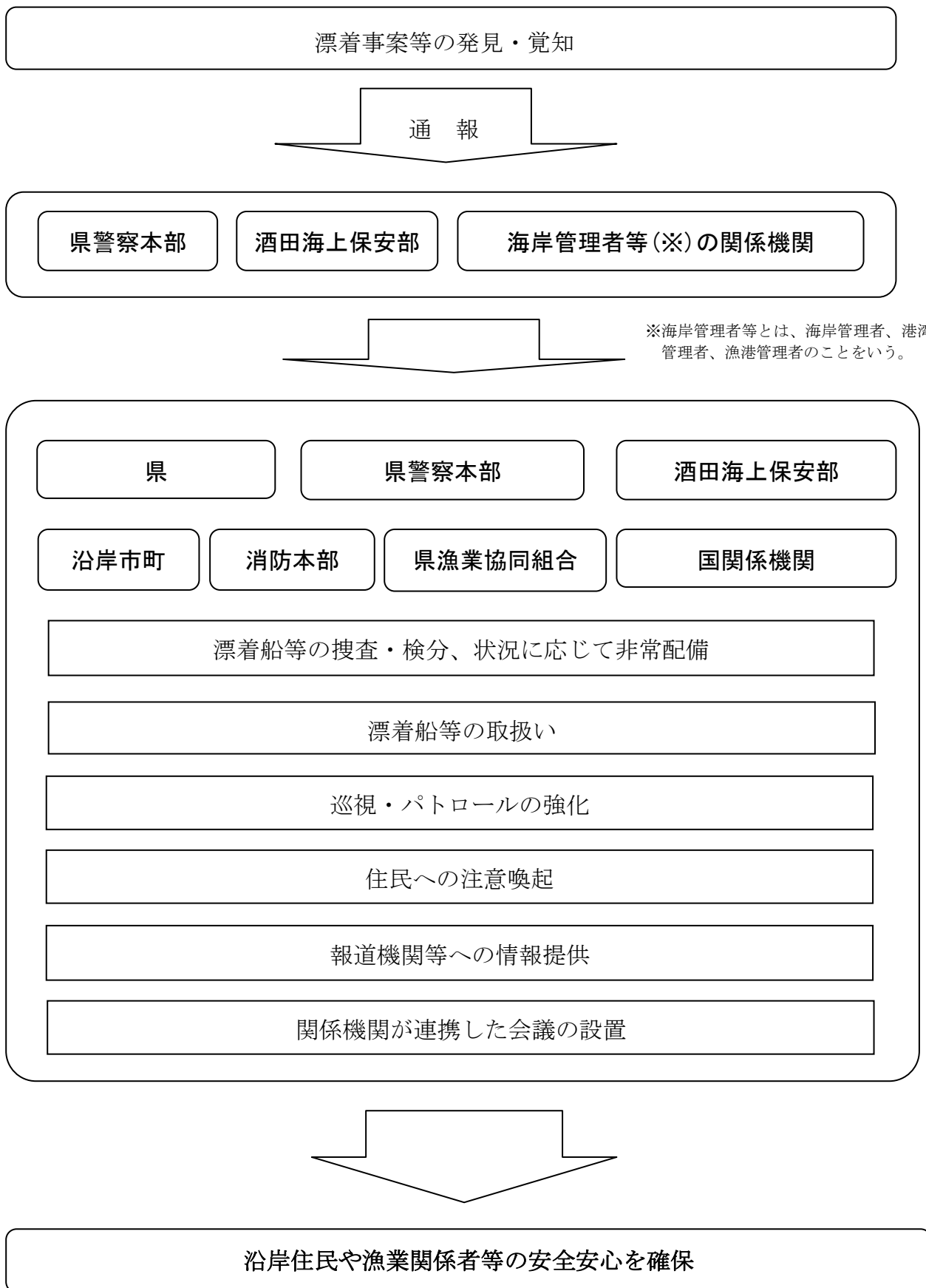
1 マニュアルの目的

本マニュアルは、庄内沿岸への漂流・漂着船等を発見・覚知した場合に、山形県、県警察本部、酒田海上保安部、沿岸2市1町（鶴岡市、酒田市、遊佐町）など関係機関が連携し、県民の安全安心を確保するための措置を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

2 対象とする事案について

本マニュアルが対象とする事案は、庄内沿岸への漂流・漂着船等に関する事案（以下「漂着事案等」という。）とする（例：外国籍と見られる木造船や遺体など）。

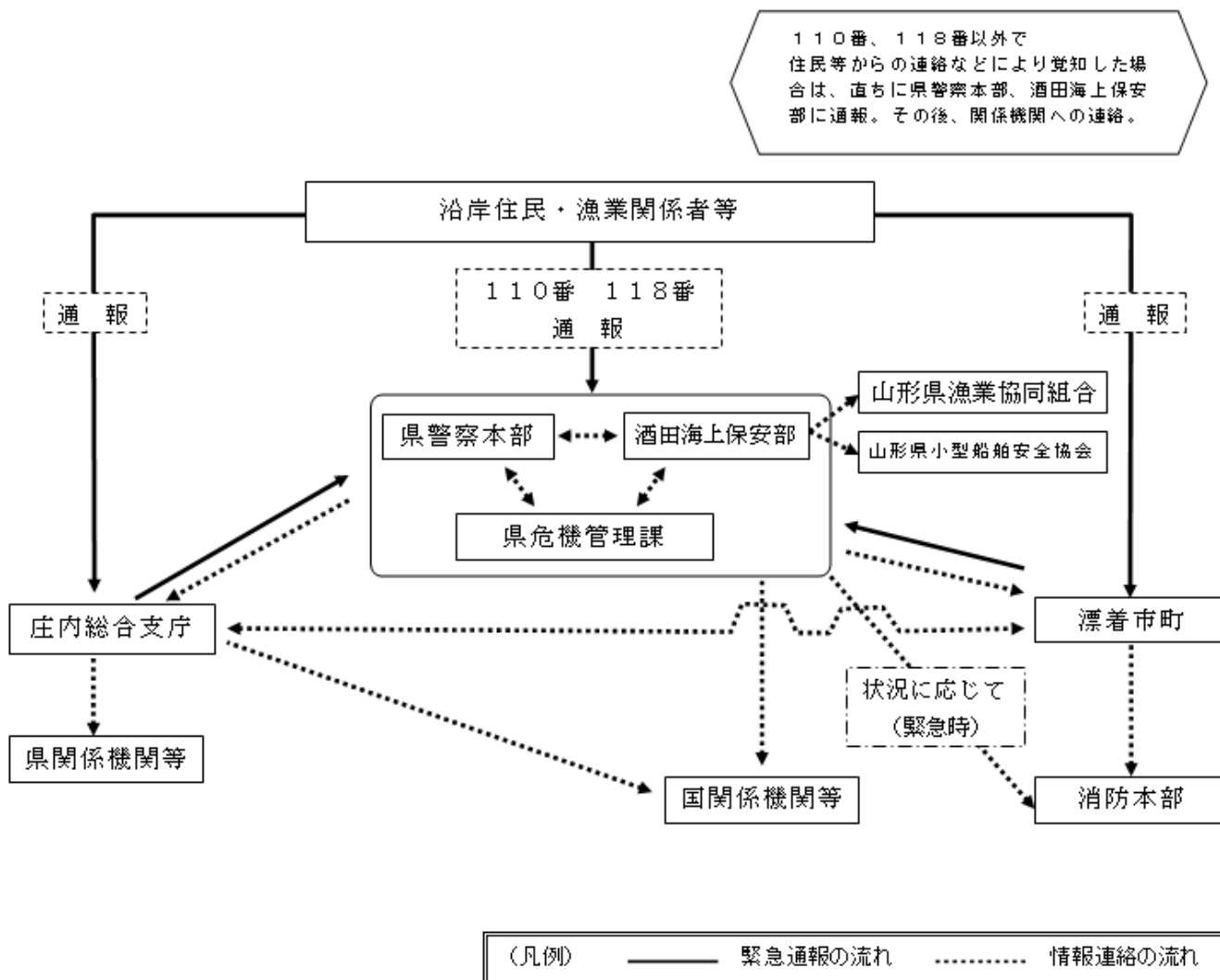
3 対応の流れについて



4 関係機関との連絡体制について

各機関は、住民等からの通報・連絡や、各機関で実施するパトロール等により発見・覚知した場合は、次の連絡体系図に従って、情報共有を図る。

情報を受けた各機関は、所管する対応を行う。



＜初動にあたる主な関係機関及び所管業務＞

機関名		主な所管業務
県警察本部	警備第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着船等の捜査、検分 ・ 沿岸部のパトロール ・ 沿岸警備協力会への注意喚起、協力要請
	鶴岡警察署警備課	
	酒田警察署警備課	
酒田海上保安部	警備救難課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流船等の調査 ・ 海上巡視警戒 ・ 船舶向けの航行警報等による情報提供
東北地方整備局 酒田河川国道事務所	河川管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の巡視
県環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理及び連絡調整に関すること ・ 漂着船等全般に関すること
県県土整備部	港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾の巡視 ・ 漂着物の処理
庄内総合支庁	総務課防災安全室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理及び連絡調整に関すること ・ 漂着船等全般に関すること
	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庄内総合支庁の連絡窓口 ・ 海岸漂着物の監視 ・ 県海岸漂着物連絡調整会議の事務局
	水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港区域の巡視 ・ 漁業監視調査船による漂着物監視 ・ 漁港区域の漂着物の処理
	河川砂防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の巡視 ・ 海岸区域の漂着物の処理
鶴岡市	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着船全般に関すること
	農山漁村振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港区域の巡視 ・ 漁港区域の漂着物の処理
酒田市	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着船全般に関すること
遊佐町	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着船全般に関すること
	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港区域の巡視 ・ 漁港区域の漂着物の処理

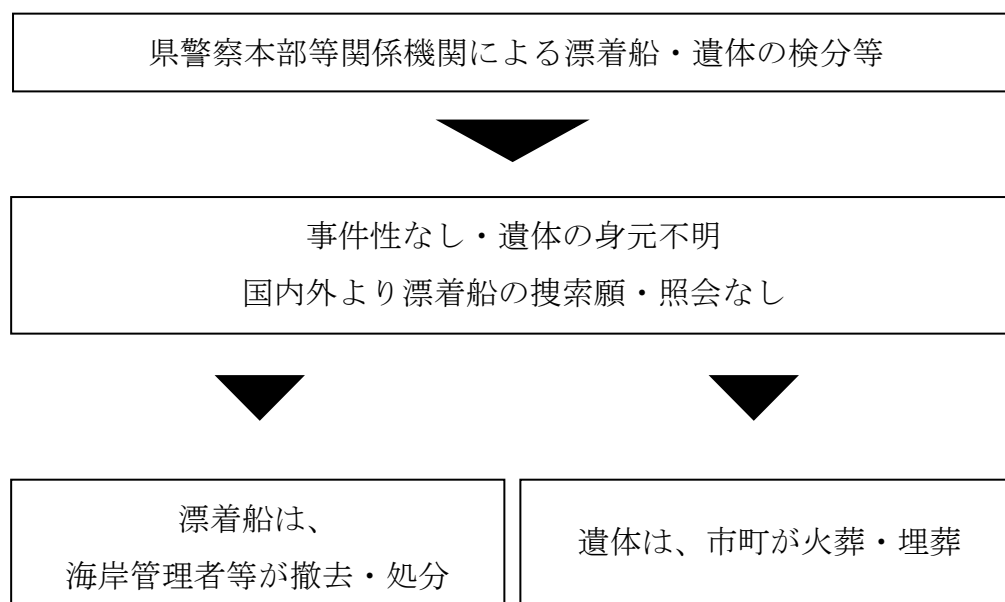
5 漂着船等の捜査・検分について

漂着船等は、事件性や危険性の有無等について、県警察本部等が中心となり、捜査が行われるとともに、海岸等の管理者や関係機関と連携して検分を行う。

なお、対応にあたっては、感染症への対策を行うなど十分注意することとする。

6 漂着船等の取扱いについて

漂着船や漂着した遺体については、県警察本部等関係機関による検分等の終了後、海岸管理者等や漂着市町が適正に取り扱うものとする。



(1) 漂着した船等の処理

漂着した船等は、県警察本部等関係機関による検分等の終了後、漂着した海岸等の管理者に引き渡される。

引き渡しを受けた各管理者は、廃棄物として、関係法令に基づき、適正に撤去・処分を行う。

漂着した船が船舶として評価される場合には、必要に応じて所有者確認のための公告などを行う。

なお、海上保安庁が朝鮮半島からのものと判断した漂着船の撤去費用については、海岸漂着物等地域対策推進事業による補助金（85～95%）及び特別地方交付税措置（残額）を活用する。

(2) 漂着した遺体の措置

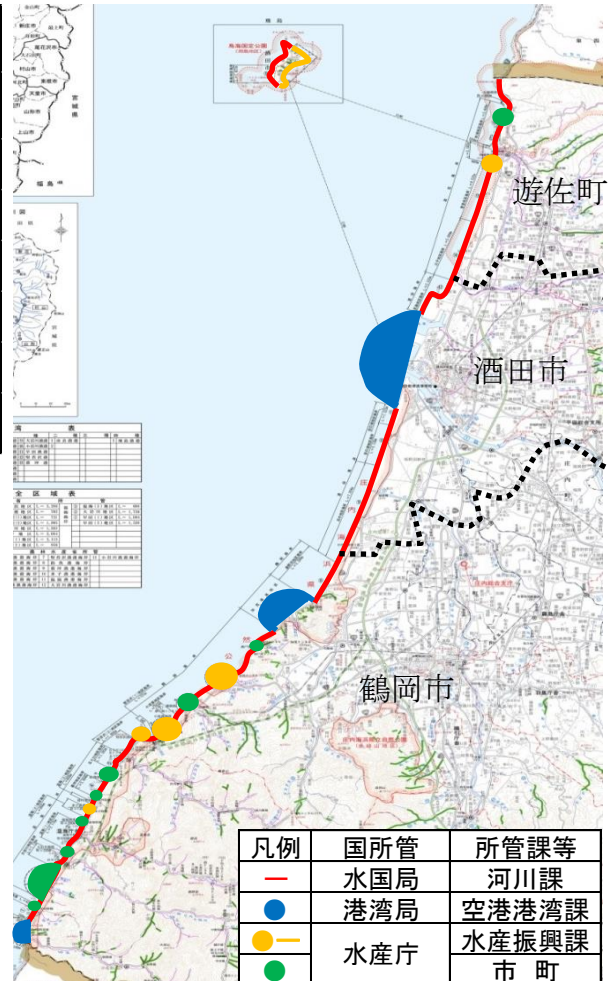
漂着した遺体について、県警察本部等による検分・身元確認等の結果、事件性がなく、身元も不明の場合は、漂着した沿岸市町へ遺体が引き渡される。

引き渡しを受けた沿岸市町は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に基づき、遺体を火葬し遺骨として保存したうえで、本人の認識に必要な事項等を官報等により公告する。申し出がない場合は、遺骨の埋葬を行う。

漂着した遺体の火葬等に要した費用については、遺体の措置を行った市町が県に請求し、県はその額を負担する。

海岸の管理区分

区域	国所管	所管課等	海岸線延長 (km)
公共海岸	水管理 国土保全局	河川課	68.8
港湾	港湾局	空港港湾課	34.8
漁港	水産庁	水産振興課	18.8
		鶴岡市	11.2
		遊佐町	1.0
		小計	31.0
計			134.6



7 沿岸の巡視やパトロール等の強化について

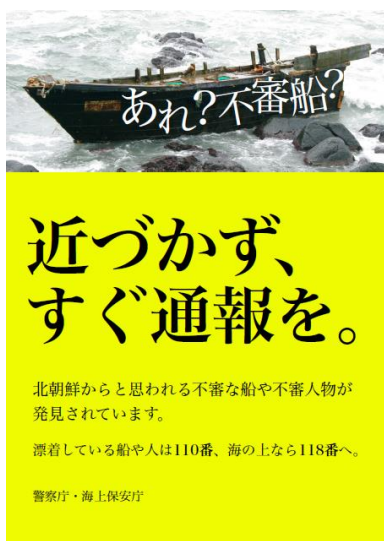
県警察本部と酒田海上保安部による海上及び沿岸の警備・パトロール強化に加え、県や沿岸市町及び関係機関は連携しながら、漂着事案などに対する沿岸の巡視やパトロール等を強化する。

なお、沿岸の巡視やパトロール等の強化については、県警察本部や酒田海上保安部と十分協力して実施する。

8 住民への注意喚起等について

県、沿岸市町及び関係機関は、沿岸住民や漁業関係者等に対し、漂着船等や不審人物を発見・覚知した場合には、むやみに近づいたり接触したりせずに、すぐに警察（110番）や海上保安庁（118番）へ通報するよう、ホームページへの掲載や各所管施設の窓口等でチラシを配布・掲示するなどして注意喚起を行い、沿岸住民等の安全確保を図る。

緊急時には、県、沿岸市町及び関係機関が防災行政無線等の様々な手段を用いて、住民への注意喚起を行う。



県、沿岸市町のホームページで注意喚起

・県

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/020072/kochibou/mokuzousen.html>

・鶴岡市

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/anzen/bousaipage/bousai0120171208.html>

・酒田市

<http://www.city.sakata.lg.jp/bousai/bousai/bousaijyoho/kikikanri0220171206.html>

・遊佐町

<http://www.town.yuza.yamagata.jp/ou/somu/kikikanri/pd1214095248.html>

<政府作成のチラシ>

9 報道機関等への情報提供について

○ 県、沿岸市町、関係機関は、県民の安全安心を確保し、不安を解消するために、事案概要や今後の対応等について報道機関へ情報提供するなどして、適時適切に県民へ広報を行う。

○ 漂着した遺体に関するプレスリリースは、県警察本部等が行う。

○ プレスリリースの内容について、関係機関で情報を共有する。

10 関係機関連絡調整会議の開催について

各関係機関の対応について情報共有を図ること等を目的として、関係機関連絡調整会議を開催する。

関係機関連絡調整会議の事務局は、庄内総合支庁に置く。

<関係機関>

仙台入国管理局酒田港出張所	酒田地区広域行政組合消防本部警防課
東京税関酒田税関支署	山形県漁業協同組合
仙台検疫所酒田出張所	NPO法人山形県小型船舶安全協会
横浜植物防疫所新潟支署酒田出張所	県警察本部警備第一課
庄内森林管理署総務グループ	鶴岡警察署警備課
東北地方整備局酒田河川国道事務所 河川管理課	酒田警察署警備課
東北地方整備局酒田港湾事務所 沿岸防災対策室	庄内総合支庁総務課防災安全室
酒田海上保安部警備救難課	庄内総合支庁環境課
鶴岡市防災対策課	庄内総合支庁水産振興課
鶴岡市福祉課	庄内総合支庁建設総務課
鶴岡市廃棄物対策課	庄内総合支庁河川砂防課
鶴岡市農山漁村振興課	庄内保健所
酒田市危機管理課	庄内教育事務所
酒田市福祉課	県循環型社会推進課
酒田市環境衛生課	県危機管理課
遊佐町総務課	県地域福祉推進課
遊佐町健康福祉課	県水産振興課
遊佐町地域生活課	県河川課
遊佐町産業課	県空港港湾課
鶴岡市消防本部警防課	県港湾事務所

